

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第143回国会の平成10年8月31日（月）に設置され、理事会等における協議の結果、今期3年間にわたる調査テーマを「21世紀における世界と日本－我が国の果たすべき役割－」と決定した。

第1年目においては、第143回国会以降、アジアの安全保障、朝鮮半島情勢、国連の今日的役割、コソボ問題及び我が国外交の在り方について学識経験者等の参考人から意見を聴取するなどして、調査を進めた。

今国会においては4回の調査を行った。

平成11年2月3日（水）に「アジアの安全保障」について、岡崎久彦参考人（博報堂岡崎研究所所長）及び船橋洋一参考人（朝日新聞社編集委員）からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。同月10日（水）には「我が国外交の在り方」について、岡本行夫参考人（株式会社岡本アソシエイツ代表取締役）から意見を聴取した後、質疑を行った。次いで、4月21日（水）に「朝鮮半島情勢」について、ヤン・C・キム参考人（ジョージ・ワシントン大学政治学部教授）から意見を聴取した後、質疑を行い、また「コソボ問題」について、柴宜弘参考人（東京大学大学院総合文化研究科教授）から意見を聴取した後、質疑を行った。さらに6月4日（金）に「朝鮮半島情勢」について、重村智計参考人（毎日新聞論説委員）及び辺真一参考人（コリア・レポート編集長）からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

このほか7月30日（金）に、「東アジアにおける米国の安全保障政策」についてトーマス・S・フォーリー駐日米国大使から発言があった後、意見交換を行った。

これらを含め、8月3日（火）、第1年目の調査報告（中間報告）をとりまとめ議長に提出するとともに、同6日（金）、本会議において、村上調査会長がその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

今国会における参考人からの意見聴取、質疑の概要是以下のとおりである。

1. アジアの安全保障

我が国の安全保障政策の在り方について、参考人から、集団安全保障は現状では同盟を補完するものでしかなく、我が国は日米同盟が不可欠であるとの意見、アジア諸国に、日米安保体制は地域の安全保障に役立つ公共財であるとの認識を共有してもらうことが重要であるとの意見が述べられた。委員からは、軍事バランスに依存しない平和的状況をつくり出すべきとの意見、国連の目指す集団安全保障体制に向けて努力すべきとの意見、我が国は中立政策をとることが憲法の精神に合致するとの意見が述べられた。

また中国について、参考人から、21世紀のアジアの安全保障の最大問題は中国の動向であるとの意見が述べられ、委員からは、中国に民主主義が根付かない限り、米中の対立関

係は続くであろうとの意見が述べられた。

2. 朝鮮半島情勢

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核、ミサイルの開発問題について、参考人から、朝鮮半島問題は局地的であり、長期的には緊張は減じるとの意見、米国の拡散阻止政策に対する北朝鮮の抵抗は今後も強く、米朝対立の構図は基本的に変わらないとの意見が述べられた。委員からは、ミサイルは北朝鮮の唯一の外交カードであり、開発をあきらめることはないだろうとの意見が述べられた。

また、日朝関係について、参考人から、我が国は早期に前提条件無しで国交正常化交渉を開く用意ありとの立場を表明すべきとの意見、日米安保強化は日朝間の接点模索と矛盾せず、新ガイドラインは金大中政権の太陽政策を後押しすることになるとの意見が述べられた。

3. コソボ問題

参考人より、コソボ問題はバルカン半島の歴史を背景にした解決の難しい民族問題であり、基本的に軍事力で解決することは困難であるとの意見が述べられた。我が国に対応について、委員からは、難民の援助・医師の派遣を行うべきとの意見、空爆の停止・民族浄化の検証を行わせるためには国連等の機関を動かすべきであり、そのための貢献ができるとの意見、この地域の問題で常任理事国でない日本が常任理事国並みの資金負担等を求められることについては十分に考慮すべきとの意見が述べられた。

4. 我が国外交の在り方

参考人から、国際機関、NPOのような主権国家以外の外交主体の登場や東西冷戦後の世界の不安定化により、日本外交を取り巻く情勢は急激に変化しているとの認識が示され、こうした状況に対応するためには、外務省の体制強化、議員外交の積極的推進、NPO等への支援が必要であるとの意見が述べられた。委員からは、外務省の体制強化とともに議員外交やNPO等の民間外交も支援し、相互協力する方策が必要であるとの意見、我が国が主体的に国際貢献を行う上で、国益について明確な定義を行うことが必要であるとの意見、外交上の国益を考える上で「正義」、「人道」という感覚を持つことが重要であるとの意見、日本外交の基本は国連憲章であるべきとの意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成11年2月3日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 「21世紀における世界と日本」のうち、アジアの安全保障について参考人博報堂岡崎研究所所長岡崎久彦君及び朝日新聞社編集委員船橋洋一君から意見を聴いた後、両参考人に質疑を行った。

○平成11年2月10日（水）（第2回）

- 「21世紀における世界と日本」のうち、我が国外交の在り方について参考人株式会社

岡本アソシエイツ代表取締役岡本行夫君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成11年4月21日（水）（第3回）

○「21世紀における世界と日本」のうち、朝鮮半島情勢について参考人ジョージ・ワシントン大学政治学部教授ヤン・C・キム君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

「21世紀における世界と日本」のうち、コソボ問題について参考人東京大学大学院総合文化研究科教授柴宜弘君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成11年6月4日（金）（第4回）

○「21世紀における世界と日本」のうち、朝鮮半島情勢について参考人毎日新聞論説委員重村智計君及びコリア・レポート編集長辺真一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成11年8月3日（火）（第5回）

○国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
○国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成11年8月13日（金）（第6回）

○国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要　旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成10年8月31日に設置され、3年間にわたる調査テーマを「21世紀における世界と日本—我が国の果たすべき役割—」と決定した。

第1年目においては、このテーマに則り参考人から意見を聴取し、質疑を行うなど、鋭意調査を行い、去る8月3日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

1 アジアの安全保障

我が国の安全保障政策の在り方について、参考人から、集団安全保障は同盟を補完はしても代替するものではないので、同盟は不可欠であるとの意見が述べられた。これに対し、委員からは、軍事バランスに依存しない平和的解決の状況をつくり出すことが最重要課題であるとの意見、冷戦構造崩壊の今こそ国連の目指す集団安全保障体制の構築に努力すべきであるとの意見、米中両国のはざまで中立を守ることが憲法の精神にも合致するとの意見が述べられた。

また、参考人から、信頼醸成、集団安全保障の環境が十分整っていないアジアの現状では、日米同盟を中心に考えざるを得ないが、同時に、それは地域安定の公共財であるとの認識をアジア諸国に共有してもらうことが極めて重要であるとの意見が述べられた。

朝鮮半島情勢については、参考人から、長期的には緊張は減じていくとの意見、米国の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する核・ミサイルの開発、拡散阻止政策については今後も北朝鮮の強い抵抗が予想され、米朝葛藤の構図は基本的に変わらないとの意見、ノドン、テボドンの発射以来、日本と韓国の安全保障は相当重なってきており、我が国が米韓両国と政策協議、情報交換を行う必要性が高まっているとの意見が述べられた。また、日朝関係について、我が国は早期に前提条件無しで国交正常化交渉を再開する用意ありとの立場を表明すべきとの意見、日米安保協力強化は日朝間の接点模索と矛盾せず、新ガイドラインは金大中政権の太陽政策を後押しすることになるとの意見が述べられた。

中国については、参考人から、アジアにおける21世紀の安全保障上の最大問題は中国の動向であり、台湾問題で中国が武力行使を放棄しない限り米中衝突の危険性があるとの意見、中国が国際的なルールを守り、世界の潮流である民主主義の方向に向かうよう支援することが日中関係改善の最大のポイントであるとの意見が述べられた。委員からは、中国に民主主義が根づかない限り、基本的には米中の対立関係は続くのではないかとの意見が述べられた。

2 国連の今日的役割

国際の平和と安全の維持について、委員から国連憲章に基づく本来の集団安全保障体制の確立は今も課題であるとの意見が述べられ、参考人からは、NATO、日米安保条約は個別的・集団的自衛権を規定する憲章第51条に基づいてつくられた冷戦時代の所産であるが、分裂した世界で安全を守るために必要であったとの意見、より安定的かつ世界的な安全保障体制を構築する努力を続けるべきであるとの意見が述べられた。

参考人から、90年代になり国連は宗教的、人種的、民族的紛争に直面し、内政にも関与させられたため混乱があり、旧ユーゴにおいては従来のPKO原則では処理しきれない状況に直面したとの見解、在来型PKOは軍人が従事するが役割は外交官的なものなので、我が国は全面的な参加に躊躇すべきでなく、PKF本体業務への参加も凍結する必要はないとの見解が述べられた。

国連改革について、委員から、我が国が安全保障理事会の常任理事国入りするための現状打開策、国会議員による取組みの有効性等について意見が述べられるとともに、経済社会理事会の強化により、資本主義ルールの全世界への浸透が必要であるとの意見が述べられた。また、新たな国連の在り方と我が国の貢献について、委員から、国連は第二次世界大戦の結果から脱却し、日本やドイツのみならず、開発途上国が新常任理事国になることが必須の条件であるとの意見、21世紀の国連を考える上で、主権国家論の克服は重要な課題であるとの意見が述べられた。

3 その他

コソボ問題について、参考人から、バルカン地域の複雑な歴史に伴う非常に解決の難しい問題であり、基本的には軍事力で民族問題を解決することは困難であるとの意見が

述べられた。我が国の対応については委員から、難民の救助・医師の派遣を行うべきであるとの意見、空爆の停止・民族浄化の検証を行わせるためには国連等の機関を動かすべきであり、そのための貢献ができるとの意見、この地域の問題で常任理事国でもない日本が常任理事国並みの資金負担等を求められることについては十分に考慮すべきとの意見が述べられた。また、委員からN A T Oの空爆は国連憲章違反であり許されないとの意見が述べられた。

日本外交の在り方について、参考人から、ソ連崩壊後、世界情勢は急激に変化しており、その要因は、国際政治の主体に国際機関、N P O等の主権国家以外のものが登場していること、東西対立のたがが外れ、かえって世界が不安定化していること、米国のが突出していること、中国の躍進等のためであるとの指摘がなされ、こうした状況に対応するためには、外務省の体制強化、議員外交の積極的推進、N P O等への支援が必要であるとの意見が述べられた。

委員からは、外務省の体制強化とともに議員外交やN P O等の民間外交も支援し、お互いに協力する方策が必要であるとの意見、冷戦崩壊後、我が国が主体的に国際貢献を行う上で、国益についての明確な定義を行うことが必要であるとの意見、外交上の国益を考える上で「正義」、「人道」という感覚を持つことが必要であるとの意見、日本外交の基本は日米安保条約についての評価とは関係なく国連憲章であるべきであるとの意見が述べられた。